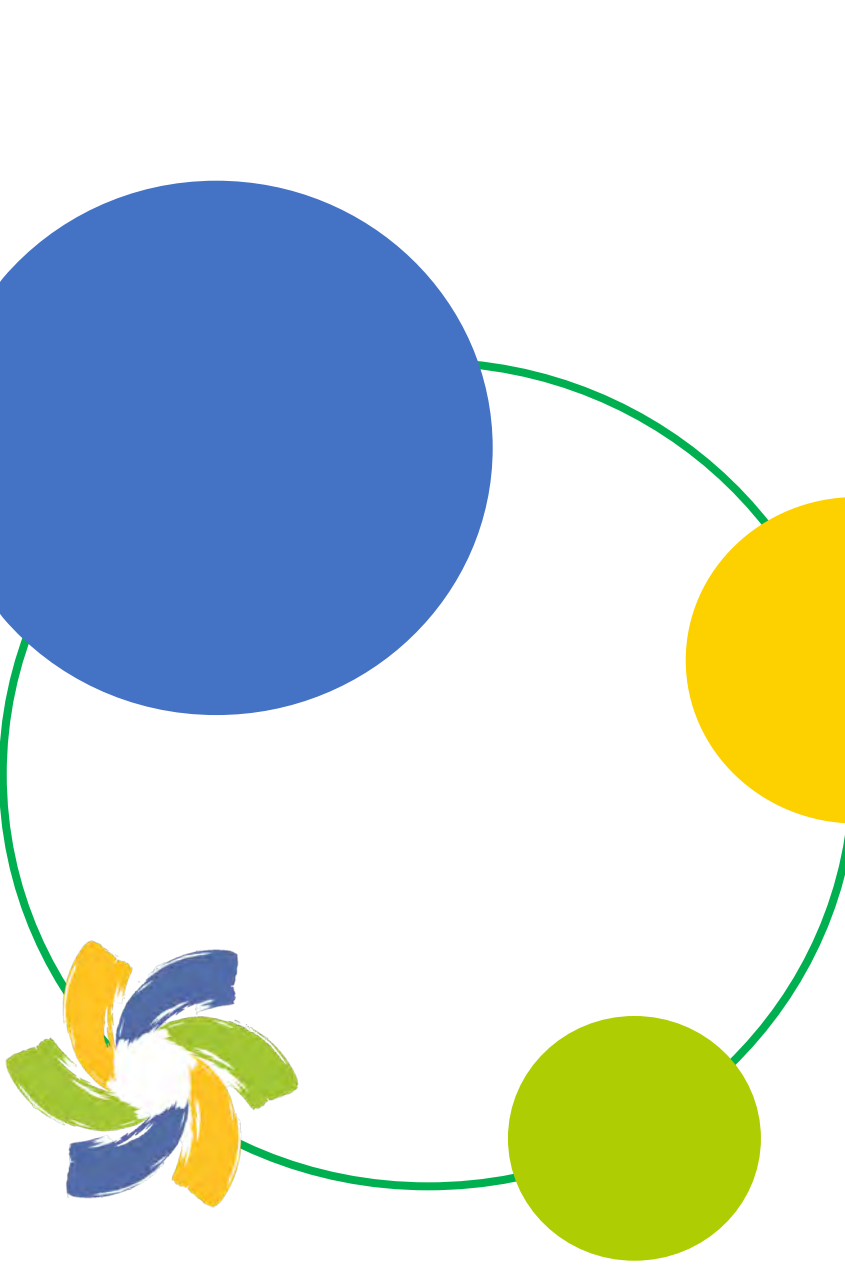


見守りネットワークdeつくらネット！ ～地域の安全つなげる安心～

ミライの消費者行政参観日@徳島

令和7年3月18日(火)

消費者庁新未来創造戦略本部



見守りネットワーク de つくらネット！

～地域の安全つなげる安心～

1 設置の背景について

- 2 消費者安全確保地域協議会
(通称：見守りネットワーク) とは
- 3 設置方法の紹介
- 4 取組事例について

1 設置の背景について



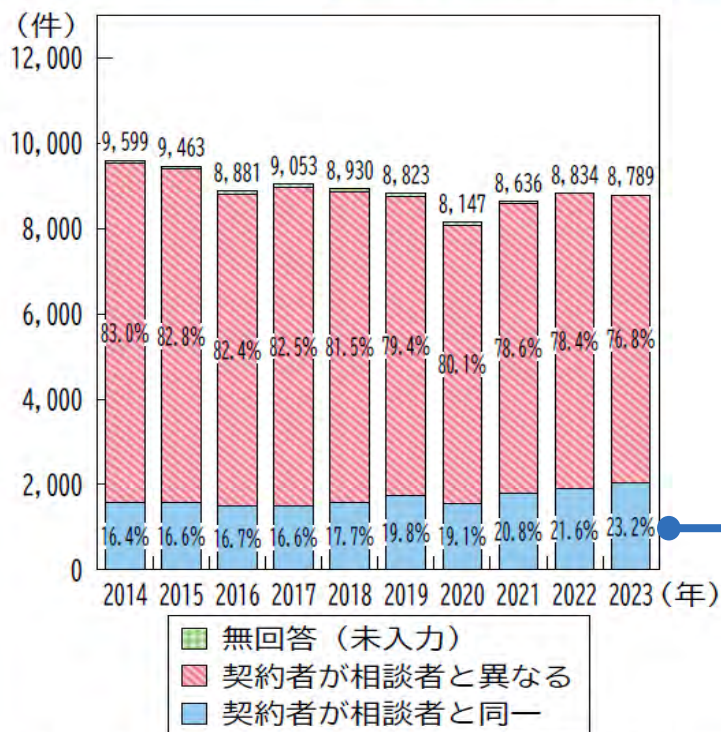
高齢者・障がい者は、本人よりも周囲の人が相談に行くケースが多い!?



高齢者・障がい者の消費生活相談件数

図表 I-1-3-12

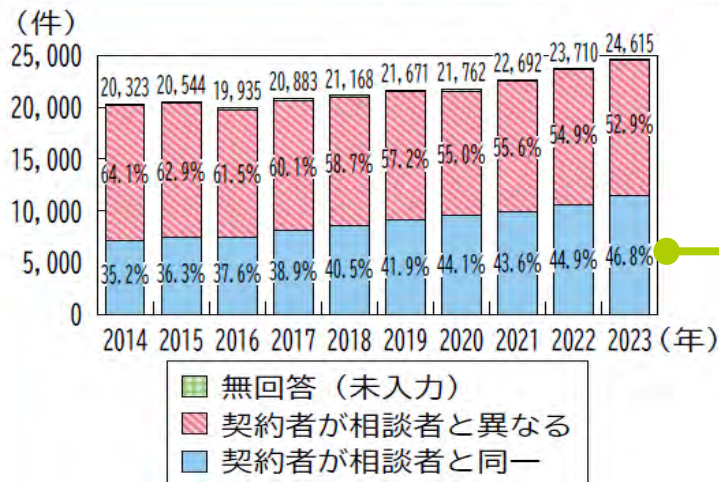
認知症等の高齢者の
消費生活相談件数の推移



- (備考) 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報 (2024年3月31日までの登録分)。
2. 契約当事者が65歳以上の「判断不十分者契約」に関する相談。

図表 I-1-3-14

障害者等の消費生活
相談件数の推移



- (備考) 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報 (2024年3月31日までの登録分)。
2. 「心身障害者関連」又は「判断不十分者契約」に関する相談。

出典：令和6年度 消費者白書

契約者本人からの相談

認知症等高齢者 全体の約 **2割**
障がい者等 全体の約 **5割**



1

自分が被害に遭ったことに気付きにくい

単身高齢者の増加
(家族・親族間の関係が希薄)

加齢に伴う判断力低下

昼間に一人で在宅することが多い

高齢者の3つの不安
「お金、孤独、健康」に
付け込む被害に遭いやすい

2

・経済的、精神的なダメージが大きく、
損害を取り戻すことが困難

一度被害に遭うと、
次々と被害に遭うことがあり、
支払金額も高額に



契約した経緯や判断力が
不十分であったことの証明が困難

3

被害に遭っても誰にも相談しない

恥ずかしい・自分が悪い
家族に迷惑かけたくない・
怒られたくないと思う



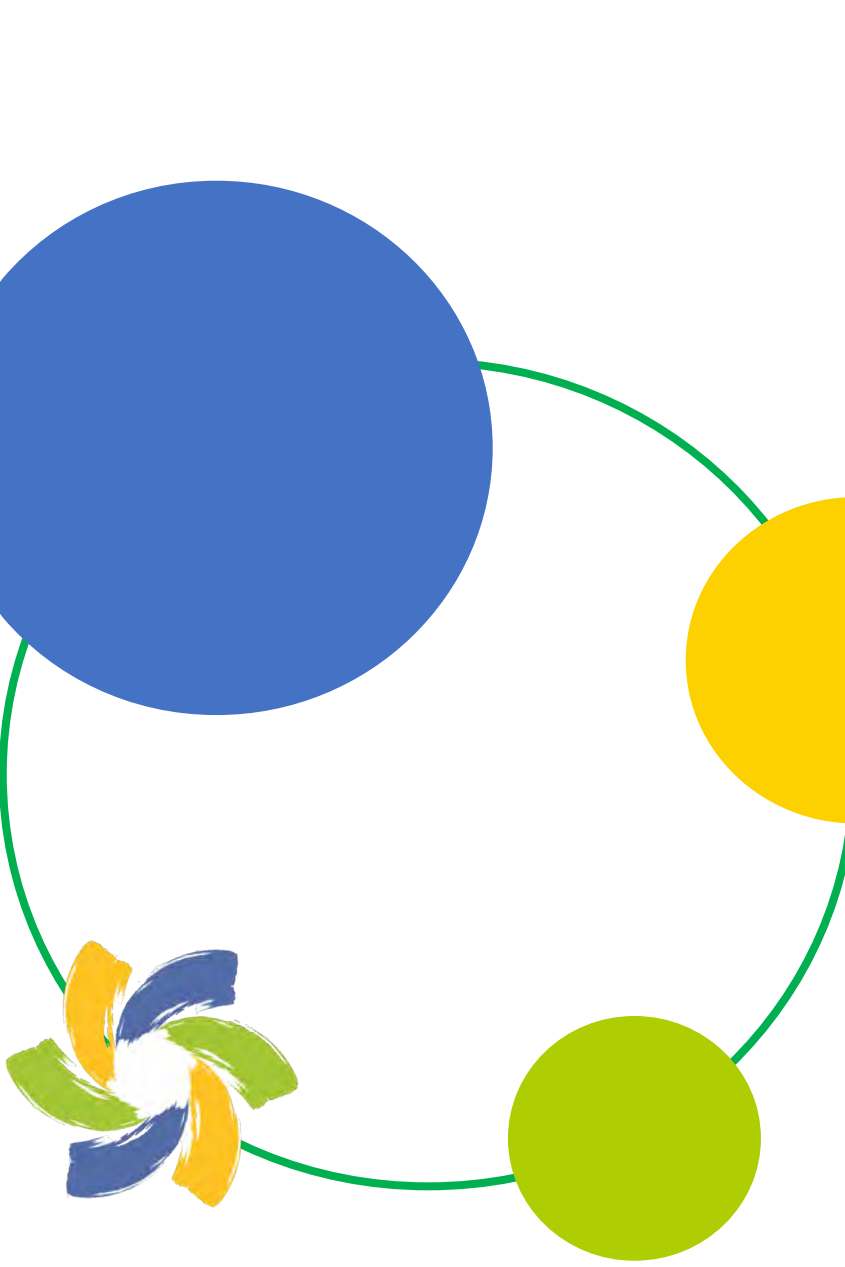
消費生活センター等の相談窓口を知らない

障がい者の弱みに
付け込むような商法による
被害に遭いやすい

周囲の目が届きにくく、
相談できないこと等により
被害が深刻化する傾向

本人が相談するのを待つのでは遅く、周囲の人が
何かあったら消費生活センター等につなぐ**仕組みの構築**が必要です。





見守りネットワーク de つくらネット！

～地域の安全つなげる安心～

1 設置の背景について

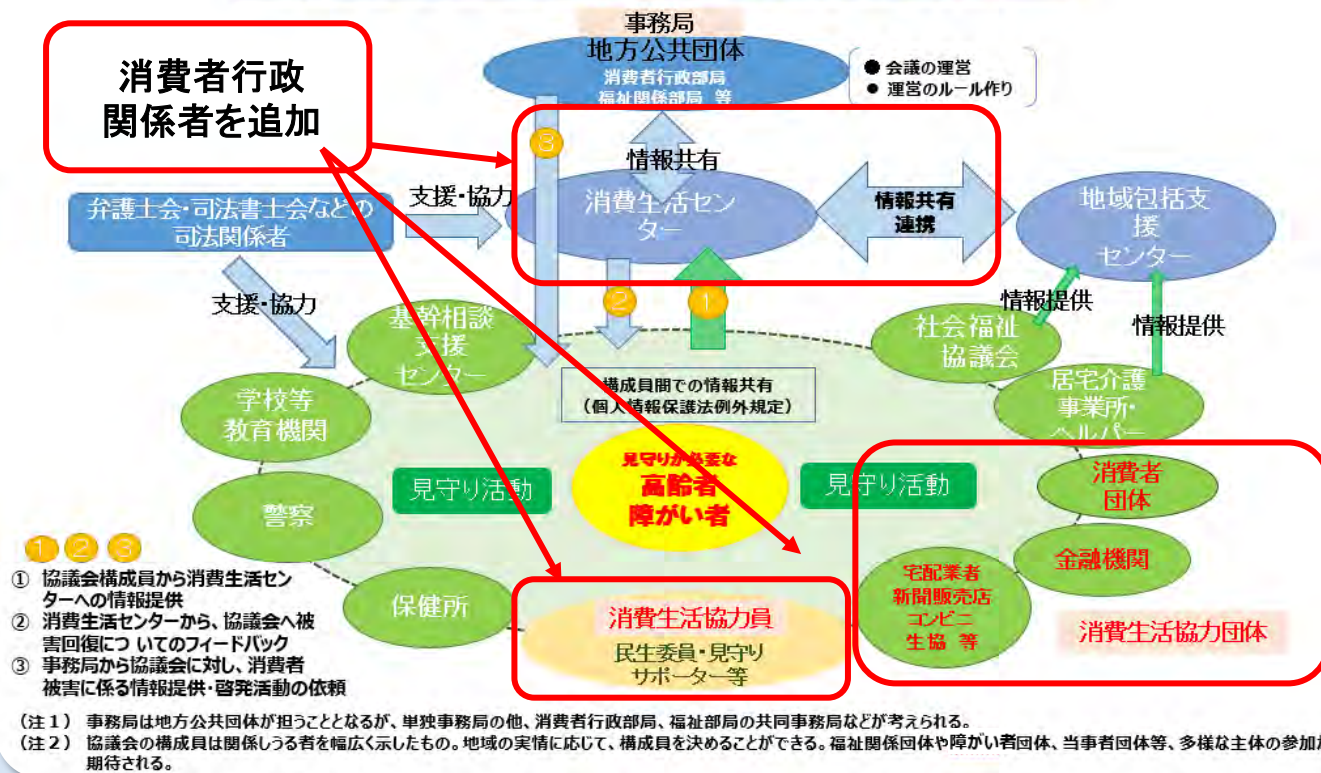
2 **消費者安全確保地域協議会**
(通称：見守りネットワーク) とは

3 設置方法の紹介

4 取組事例について



消費者行政
関係者を追加



第11条の3 国及び地方公共団体の機関であつて、消費者の利益の擁護及び増進に關連する分野の事務に従事するものは、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会を組織することができる。

2 消費者安全確保地域協議会 (通称：見守りネットワーク) とは



見守りネットワーク構成員の情報共有

見守りネットワーク構成員ではない場合



被害が埋もれる可能性

見守りネットワーク構成員の場合



消費者安全確保地域協議会 (通称：見守りネットワーク) とは

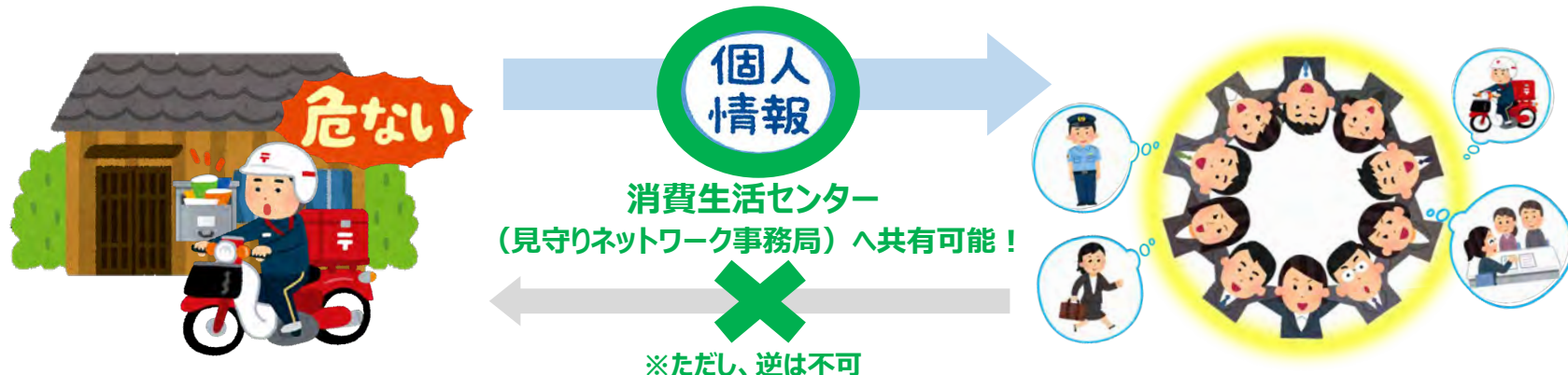


消費生活協力員・協力団体について



「地域の見守り活動に貢献したくても、個人情報を取り扱うのは・・・」等のご希望については、**消費生活協力員・協力団体**として地域の見守りに参加いただく方法もあります！

協力員・協力団体なら、



消費生活協力員・協力団体とは

消費者安全法第11条の7に基づき、地方公共団体の長からの委嘱により、消費者の安全を確保するための見守り活動を行う。



消費生活協力員・協力団体の役割

日常業務中に消費者被害等に気づいた場合、消費生活センターへの相談を勧める。
または、自らが消費生活センターに相談する。

候補者(例)：コンビニ、金融機関、宅配事業者、新聞社、介護サービス事業者など





実際作ったらどうなるの？

部局をまたぐネットワークは作りにくい…

見守りネットワークのメリットを 消費者行政部局と福祉部局の両面から 徹底分析！

庁内では既に連携できてるし…

詳しくは次のスライドへ >



消費者行政部局 × 福祉部局

①被害の拡大防止！

消費者トラブルの情報を地域の構成員に共有することで、**次々に被害に遭う連鎖を止めます。**

②被害の未然防止！

継続的にトラブルに遭いやすい人を、構成員・構成団体**それぞれの現場で見守ってもらえます。**介護サービスが必要な方には、適切なサービスを受けられるようになります。

③トラブルの検知力アップ！

参画する構成員・構成団体から、**消費者トラブルを意識する協力者が増え、気づきの目を広げることができます。**家庭内、地域内で隠れていた消費者トラブルを**集約**できるようになります。

④地域に即した啓発が可能に！

情報収集力が上がることで、**今地域で起こっているタイムリーな事例を周知**できます。



地域住民

①対象者の財産を守る！

あっせんも行える専門知識を持った消費生活センターや、関係する構成員に引き継ぎすることで、**スムーズに消費者トラブルを解決**できます。

②保護機能の向上！

構成員からの情報共有により、**必要な福祉サービスを受けていない対象者を福祉部局につなぐ**ことができます。

③業務の効率アップ！

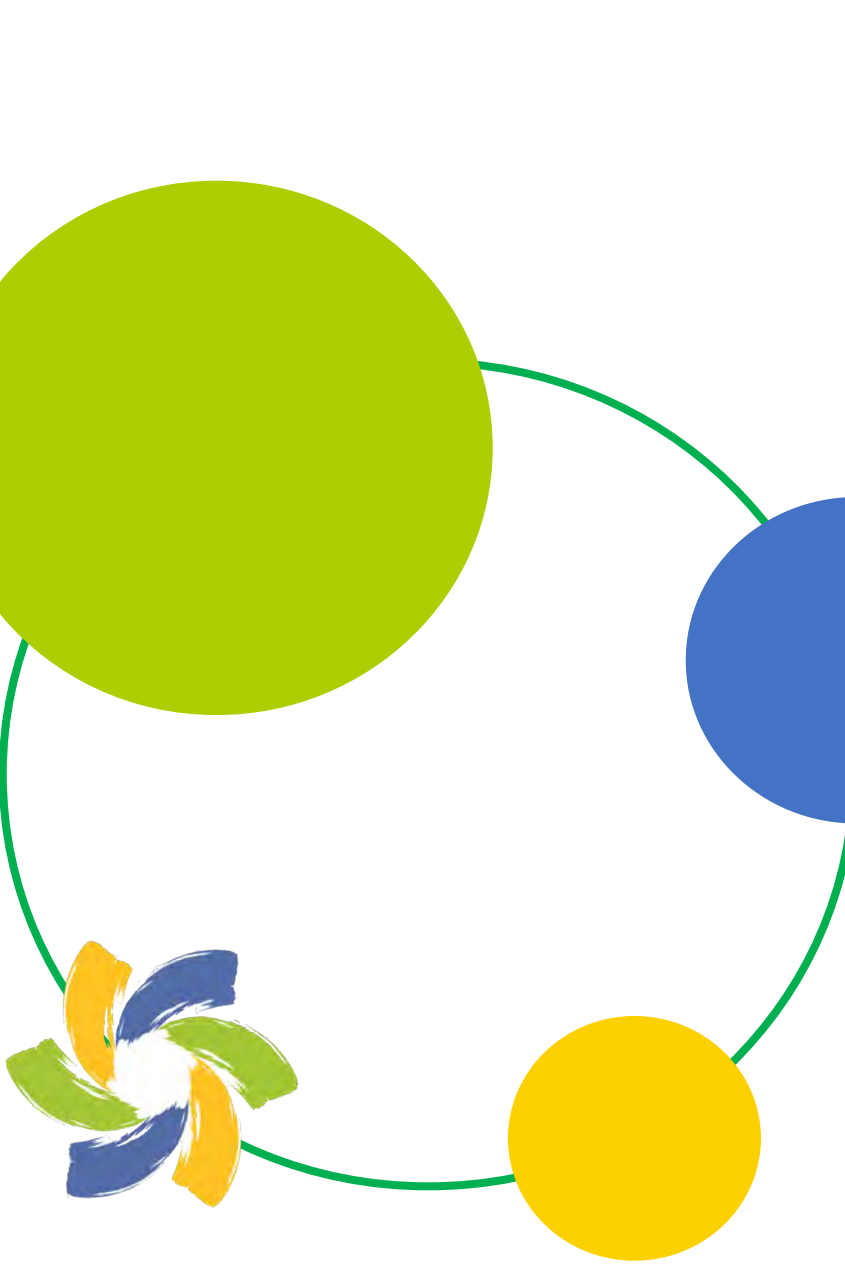
従来、福祉部局の職員が対応していた消費者トラブルも、消費生活センターへ繋ぐことで、**負担の軽減・本来の業務に専念**できます。

④注意喚起力の向上！

福祉の現場でも消費生活センターからの情報提供に基づいた、**タイムリーな注意喚起**ができます。



職員（担当者）



見守りネットワーク de つくらネット！

～地域の安全つなげる安心～

- 1 設置の背景について
- 2 消費者安全確保地域協議会
(通称：見守りネットワーク) とは
- 3 **設置方法の紹介**
- 4 取組事例について



① 新規設置

イチから設置するパターン



② 上乗せ設置（既存ネットワークを活用）

既に存在する別の会議体に
消費者行政部局が加わる形で設置するパターン



③ 広域設置

近隣の自治体と共同で設置するパターン





ステップ1 (学習)

制度の概要、意義、法的根拠などのチェック

「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」やガイドライン等で制度の概要、意義、法的根拠などをチェックする。

考え方のポイント

- 消費者行政の現場は「地域」
- 報告されている消費者被害は氷山の一角
- 判断能力の低下した脆弱な消費者はこれから増加する



ステップ2 (イメージ)

ネットワークイメージの構想

まずは地域協議会の担当部署を決める。

考え方のポイント

- 既存のネットワークがあれば活用を検討
- 既存のネットワークがない場合や活用が難しい場合は、消費者行政担当部署が主導して関係部署と調整

活用可能な既存ネットワーク例

消費者行政担当部局が作っているネットワーク

福祉部門の見守りネットワーク

防災部門のネットワーク

民生委員や見守りサポーターのネットワーク

成年後見制度の中核機関によって設置されるネットワーク

連携主体は、「顔の見える関係性」を保てる主体であることが大切です。

ステップ3 (調整)

関係部署・関係機関との調整

消費者被害の状況などを説明し、連携する庁内関係部署等と課題等の共有を図る。

考え方のポイント

- 消費者被害に関して、どの現場でどのような課題を抱えているかを洗い出す
- 消費生活相談員や民生委員、福祉事業者など、現場で活動する関係者の意見も聴取する
- 事務担当者レベルでの協議スケジュールや、必要な事務等について共有する

現場の課題をきちんと把握することで、地域協議会の役割が明確になります。



【出典】

消費者安全確保地域協議会のススキ
 (A3版リーフレット)(令和6年4月)
 [PDF:6.0MB]





ステップ4(協議)

具体的な仕組みの検討

手順3で洗い出した課題等を解決するために、具体的な仕組みや体系的な計画等を検討する。

考え方のポイント

- 消費者被害を予見・発見したときに、誰が、どこに、どのようにつなぐのか
- 福祉サービス等を提供する関係部署等との連携
- 個人情報を取り扱う場合のルール検討

【地域協議会設置イメージ図】



地域の实情に応じて構成員を検討しましょう。まずは、最小限の構成員でスタートすると、最初の一步が踏み出しやすいです。

ステップ5(合意)

関係者全員の合意形成

考え方のポイント

- 地域協議会の活動内容と役割分担
- 組織体系や運営方法等の基本事項を要綱やマニュアル等で明文化

活動内容の例

- 必要に応じた会議の実施
- 構成員向けの「見守り講座」の開催
- (独) 国民生活センターから情報提供される「見守り新鮮情報」の回覧



地域の文化や習慣などに合わせた活動を行うことが重要です！



ステップ6(報告)

地域協議会設置を都道府県を通じて消費者庁(地方協力課)に報告

運営開始後のポイント

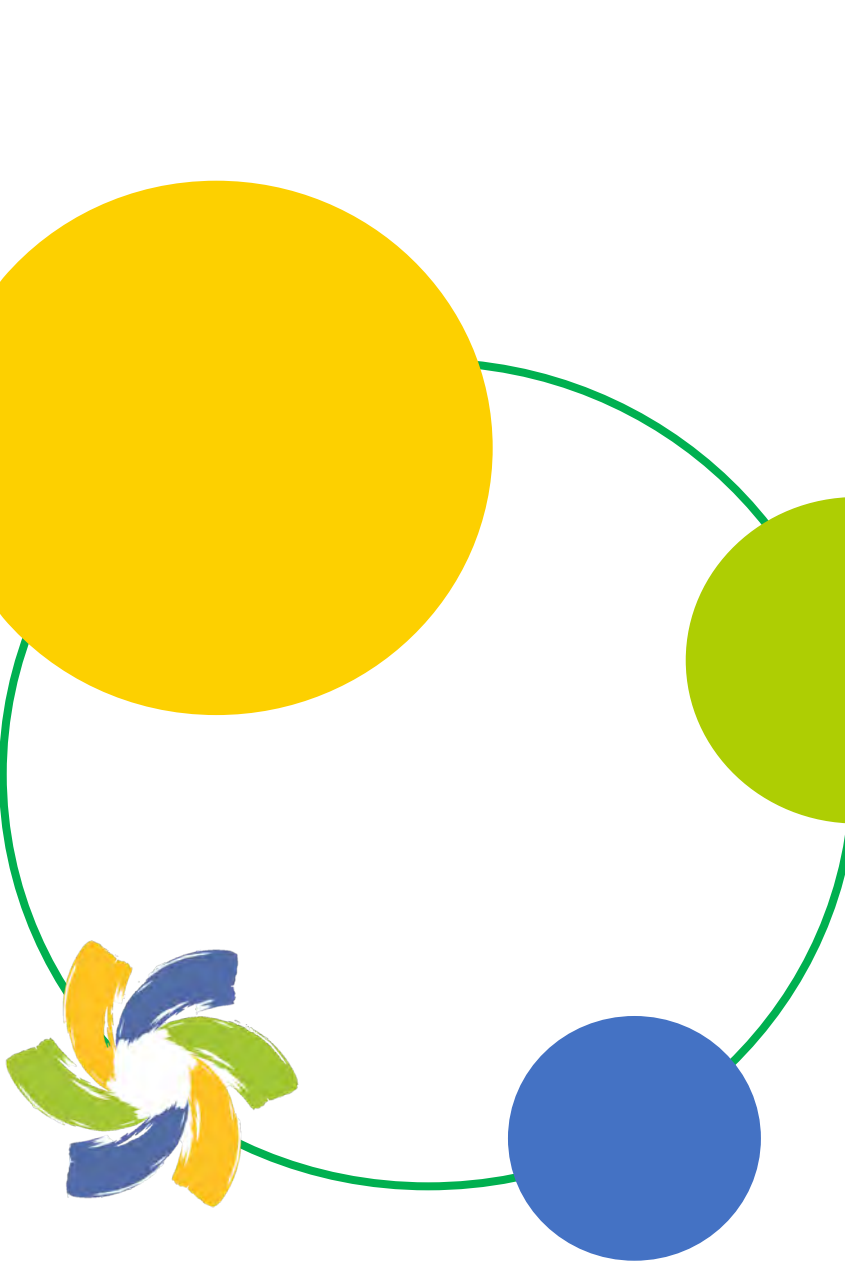
- 見守りの仕組みが正しく機能しているかななどを定期的にチェック
 - ☐ 必要に応じて会議が開催できる
 - ☐ 消費者トラブルの最新情報を共有できる
 - ☐ 研修や学習会などの機会がある
 - ☐ 要綱等で具体的なルールが決まっている
- メーリングリストなどを活用して、継続的に各種情報や課題を共有する



【出典】

消費者安全確保地域協議会のススメ
(A3版リーフレット)(令和6年4月)
[PDF:6.0MB]





見守りネットワーク de つくらネット！

～地域の安全つなげる安心～

- 1 設置の背景について
- 2 消費者安全確保地域協議会
(通称：見守りネットワーク) とは
- 3 設置方法の紹介
- 4 **設置事例について**



徳島県 三好市・東みよし町

1. 自治体の基礎データ

三好市・東みよし町関連 データ		消費者安全確保地域協議会関連 データ	
人口	37,158人 (令和5年1月時点)	設置年	平成30年 (2018年)
高齢化率	42.9% (令和5年1月時点)	設置形態	新規設置
消費者行政担当課	みよし消費生活センター 産業課	構成員数	17団体

2. 見守りネットワークの構成員

構成員の主な内訳 (全16構成員)

【消費者関係】	3
【福祉関係】	9
【医療・保健関係】	1
【警察・司法関係】	2
【教育関係】	0
【事業者関係】	0
【その他民間団体】	0
【その他行政関係部局等】	1

三好市・東みよし町消費者被害防止協議会



「消費者庁イラスト集」より





徳島県 三好市・東みよし町

3. 設置の背景

- ・もともと**福祉関係、消防、ゴミ処理等で広域連携をしていた**ため、見守りネットワークも同様に広域連携で開設。
- ・地域包括支援センターの広報誌に消費者被害の事例を掲載してもらうなど、福祉部局と連携。

4. 構成員の選定

- ・両市町の地域包括支援センター、消費者庁、県も同席し、組織構成等について協議。
- ・法的な観点からアドバイスを頂きたいと考え、**弁護士会に構成員としての参画を依頼**。→ 住民からの相談は相談員が仲介。
- ・協力団体である銀行、郵便局、新聞社に情報共有チラシを組織内回覧 → 従業員が見守りに協力。

5. 設置の効果・担当者の声

- ・関係者の認識の擦り合わせと情報共有のため、福祉部局含め、関係者会議及び準備会を開催。
- **関係機関の消費者被害への認識が高まり、見守りネットワーク設置前から消費者被害に関する情報がセンターに届く。**
- ・消費者被害が地域で起きていることを、実際に見守る方々にも知ってもらう必要があると考え、声掛けポイント、消費者トラブル対応手順等を紹介。**構成員からセンターへの特殊詐欺や架空請求等の情報提供が多数寄せられるようになった。**
- ・構成員から提供された消費者被害に関する情報について、SNSを通じて注意喚起・啓発を図っている。
- ・**福祉部局の構成員にも**、「今後、何か高齢者への啓発活動を行うか。」と**声を掛けてもらえるようになり**、消費者被害防止の取組に広がりができています。





「設置事例集in徳島」(2019年8月)

概要版 神山町（地域包括支援センターが中心）

「消費者安全確保地域協議会」設置事例集 in 徳島

5. 神山町高齢者等見守りネットワーク

徳島県 神山町

地域包括支援センターを中心とした協議会

※詳細は「消費者安全確保地域協議会」設置事例集 in 徳島（統合版）86～96ページ参照

地方公共団体・協議会の基礎データ

人	口	4,816人			
高	齢	化	率	52.9%	
面	積	173.3㎢			
設	置	年	月	日	平成30年6月29日
事	務	局	地域包括支援センター		
構	成	団	体	数	16団体
設	置	要	綱	有り	

※平成30年10月1日現在



設立会議の様子

設立会議における、
各構成員の意見を紹介！



各地方公共団体からの
ヒアリング等を基に下記を紹介！

- ・地方公共団体の基礎データ
- ・見守りネットワークの概要、背景
- ・構成員の選定、スケジュール
- ・個人情報取扱いの有無
- ・苦労した点、工夫した点
- ・担当者の声 など

統合版

「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」 設置事例集 in 徳島

～高齢者や障がい者等の見守りが必要な方が
安全・安心に暮らせる地域を目指して～

令和元年8月23日

消費者庁
イメージキャラクター イヤヤン

消費者行政新未来創造オフィス

管内自治体
設置率 **100%** の
ノウハウがここに！

構成員一覧、設置要綱など
見守りネットワーク設立の際に
参考になる情報が満載！



https://www.caa.go.jp/future/project/project_011/

見守りネットワーク総合情報サイト

https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/network



新未来創造戦略本部
見守りネットワークの取組

https://www.caa.go.jp/policies/future/project/project_007/



ご清聴ありがとうございました



消費者ホットライン188
イメージキャラクター『イヤン』

見守りネットワークdeつくらネット！
～地域の安全つなげる安心～

見守りネットワークdeつくらネット！ ～地域の安全つなげる安心～【参考資料】

ミライの消費者行政参観日@徳島

令和7年3月18日(火)
消費者庁新未来創造戦略本部

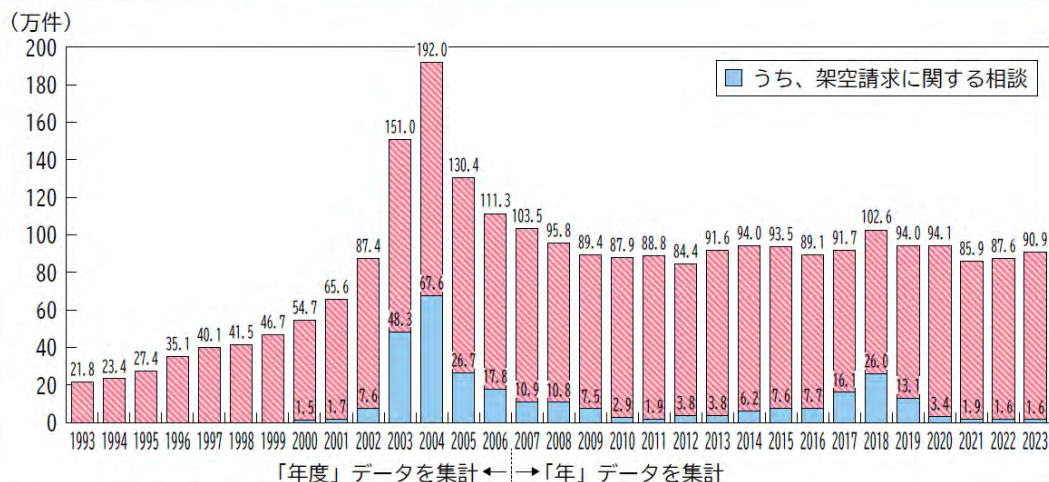


高齢者・障がい者の相談は、**全体の約3割！**



消費生活相談の推移

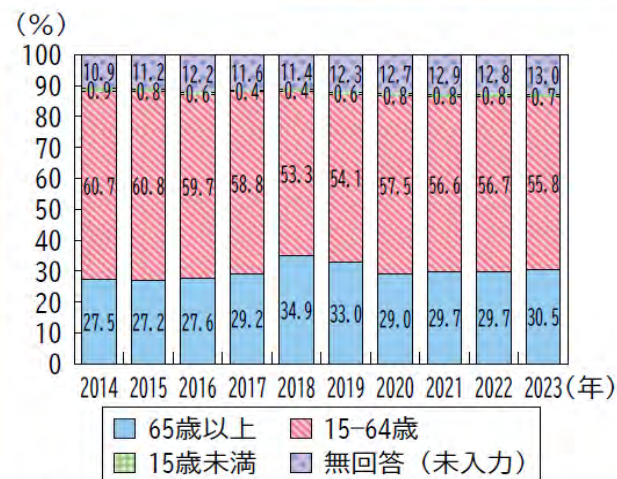
図表 I-1-3-1 消費生活相談件数の推移



- (備考)
1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報（2024年3月31日までの登録分）。
 2. 2007年から2023年は「年」データを集計。なお、1993年度から2006年度は、国民生活センター「消費生活年報2022」による「年度」データを集計。
 3. 「架空請求」とは、身に覚えのない代金の請求に関するもの。2000年度から集計。
 4. 2007年以降は経由相談のうち「相談窓口」を除いた相談件数を集計。

図表 I-1-3-3

消費生活相談の割合の推移（年齢3区分別）



- (備考) PIO-NETに登録された消費生活相談情報（2024年3月31日までの登録分）。

出典：令和6年度 消費者白書

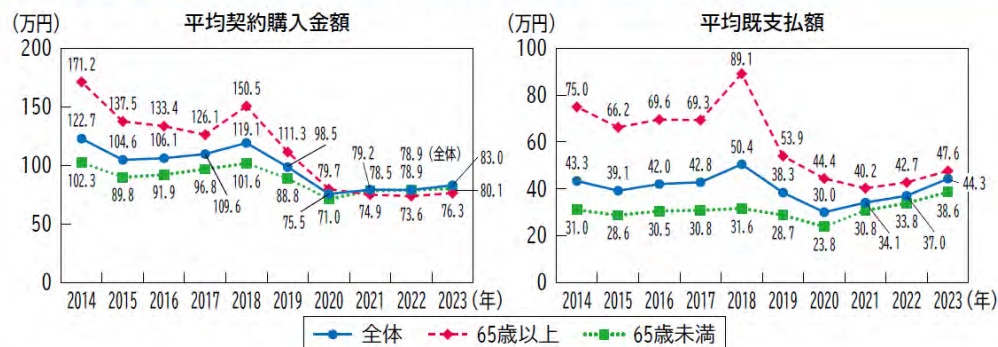
2023年の消費生活相談の中で、**契約当事者が65歳以上の高齢者の割合は全体の約3割**となっています。高齢者や障がい者の消費者被害に対応するためには、本人が消費生活センター等に相談することを待っているだけでは十分とは言えず、周囲の人が消費生活上の安全に気を配る「**地域での見守りの体制**」を構築することが**重要**です。



相談 1 件当たりの平均契約購入金額・既支払額は、**昨年より増加**！
65歳以上の購入金額総額、既支払総額は**全体の約 3 割**！

✓ 高齢者の消費者被害 契約購入金額・既支払額

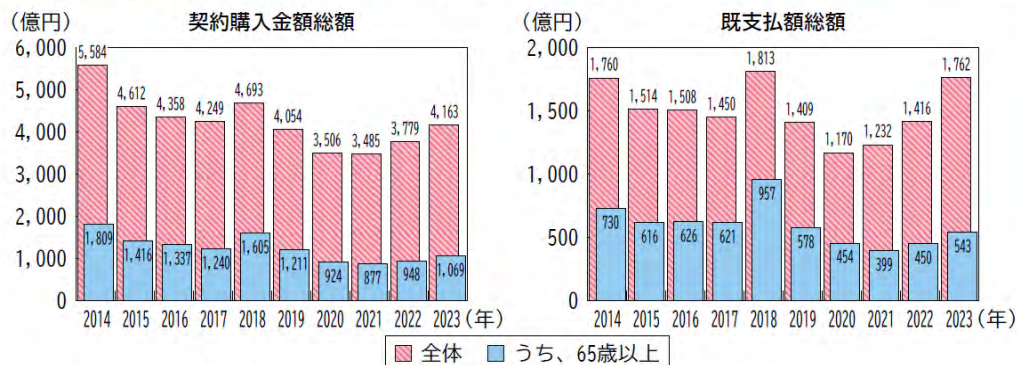
図表 I-1-3-4 平均契約購入金額・平均既支払額の推移（年齢層別）



相談 1 件当たりの平均契約購入金額及び平均既支払額は、共に昨年より増加しています。

65歳以上の高齢者では、相談 1 件当たりの平均既支払額は**65歳未満の1.23倍**となっています。

図表 I-1-3-5 契約購入金額総額・既支払総額の推移



65歳以上の高齢者の契約購入金額総額では、**1,069億円**と**全体の25.7%**を占め、既支払総額では**543億円**と、**全体の30.8%**を占めています。



✓ 見守りネットワークの目的を達成するために必要な枠組みと内容

枠組み

- 【見守り対象】
高齢者と障がい者が含まれている
- 【構成員】
自治体消費者部局と消費生活センター
(消費者相談窓口) が含まれている
- 市町村単位の組織
- 組織の役割を記した要綱、議事録等がある
- 組織の構成員の名簿がある

活動内容

- 定期的(2～3か月毎)に構成員に向けて
消費者被害に関する情報提供を行っている
- 住民へ消費者被害に関する情報を周知して
いる
- 構成員や、情報提供をしてくれる人に向けた
消費者被害に関する勉強会、研修会を開
催している
- 市町村単位で消費者被害に関する情報が
消費生活センター(消費者相談窓口)に集
まっている

消費者安全確保地域協議会 (通称：見守りネットワーク) とは



全国の見守りネットワークの設置状況

2025年2月末日までに、地方公共団体から消費者庁に対して、設置報告のあった見守りネットワーク数を掲載。※広域連携による設置を含む。

	設置地方公共団体数	総地方公共団体数
合計	540	1788
うち都道府県	28	47
うち5万人以上	225	517
うち5万人未満	287	1224

(参考) 都道府県、市区町村人口規模別の設置状況

【中国】

鳥取県	11
島根県	18
岡山県	5
広島県	4
山口県	14

【近畿】

滋賀県	3
京都府	5
大阪府	15
兵庫県	42
奈良県	7
和歌山県	12

【北陸】

新潟県	17
富山県	2
石川県	7
福井県	4

【北海道】

北海道 17

【東北】

青森県	29
岩手県	2
宮城県	2
秋田県	3
山形県	5
福島県	7

【九州・沖縄】

福岡県	43
佐賀県	14
長崎県	19
熊本県	7
大分県	3
宮崎県	3
鹿児島県	11
沖縄県	2

【四国】

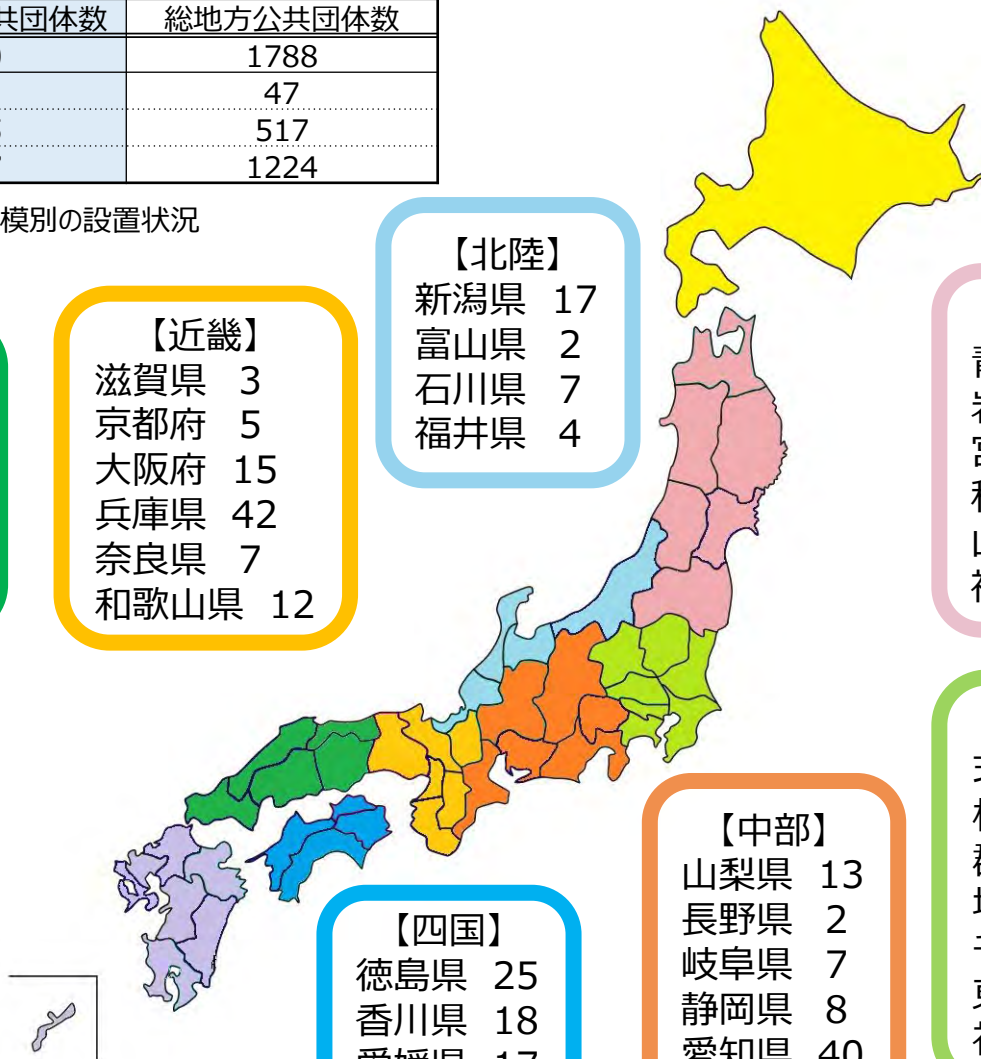
徳島県	25
香川県	18
愛媛県	17
高知県	1

【中部】

山梨県	13
長野県	2
岐阜県	7
静岡県	8
愛知県	40
三重県	4

【関東】

茨城県	3
栃木県	11
群馬県	2
埼玉県	37
千葉県	4
東京都	14
神奈川県	1





都道府県名	設置自治体名
北海道	北海道、豊浦町、江別市、釧路市、登別市、北見市、石狩市、湧別町、洞爺湖町、乙部町、恵庭市、中札内村、浦河町、鷹栖町、紋別市、奥尻町、幕別町
青森県	青森県、八戸市、板柳町、南部町、野辺地町、おいらせ町、五所川原市、三沢市、藤崎町、つがる市、田子町、鶴田町、十和田市、田舎館村、三戸町、外ヶ浜町、六戸町、深浦町、階上町、五戸町、東北町、西目屋村、平内町、新郷村、六ヶ所村、弘前市、今別町、横浜町、蓬田村
岩手県	岩手県、矢巾町
宮城県	仙台市、大崎市
秋田県	北秋田市、大館市、能代市
山形県	山形県、山形市、米沢市、飯豊町、東根市
福島県	福島県、西会津町、南相馬市、福島市、広野町、石川町、鏡石町
茨城県	笠間市、取手市、水戸市
栃木県	栃木県、那須町、下野市、那須塩原市、矢板市、小山市、壬生町、佐野市、大田原市、那珂川町、那須烏山市
群馬県	渋川市、館林市
埼玉県	行田市、日高市、吉川市、小鹿野町、志木市、上尾市、白岡市、加須市、桶川市、鴻巣市、ふじみ野市、小川町、東松山市、北本市、宮代町、坂戸市、鶴ヶ島市、戸田市、春日部市、所沢市、熊谷市、長瀬町、川島町、川越市、伊奈町、鳩山町、上里町、三芳町、和光市、横瀬町、富士見市、新座市、幸手市、三郷市、久喜市、滑川町、朝霞市
千葉県	船橋市、富里市、白井市、印西市
東京都	千代田区、多摩市、板橋区、新宿区、世田谷区、調布市、国分寺市、練馬区、西東京市、三鷹市、大田区、八王子市、立川市、日野市
神奈川県	鎌倉市
新潟県	新潟県、佐渡市、魚沼市、弥彦村、村上市、柏崎市、新潟市、五泉市、妙高市、胎内市、刈羽村、南魚沼市、新発田市、見附市、聖籠町、小千谷市、十日町市
富山県	富山県、富山市
石川県	能美市、加賀市、宝達志水町、能登町、小松市、穴水町、羽咋市
福井県	福井県、坂井市、越前市、敦賀市
山梨県	山梨県、甲府市、笛吹市、富士吉田市、富士河口湖町、山中湖村、鳴沢村、西桂町、忍野村、南アルプス市、市川三郷町、上野原市、身延町
長野県	長野市、諏訪市
岐阜県	岐阜市、大垣市、本巣市、各務原市、飛騨市、瑞浪市、可児市
静岡県	静岡県、富士市、東伊豆町、南伊豆町、御殿場市、川根本町、沼津市、御前崎市
愛知県	愛知県、豊橋市、田原市、江南市、豊川市、西尾市、一宮市、蒲郡市、瀬戸市、安城市、名古屋市、豊田市、高浜市、春日井市、豊明市、岩倉市、新城市、長久手市、東海市、半田市、刈谷市、扶桑町、犬山市、尾張旭市、幸田町、日進市、北名古屋、岡崎市、知立市、みよし市、稲沢市、清須市、大府市、小牧市、碧南市、東浦町、あま市、常滑市、弥富市、津島市
三重県	名張市、東員町、鈴鹿市、亀山市
滋賀県	野洲市、近江八幡市、大津市
京都府	京都府、大山崎町、宮津市、精華町、京都市
大阪府	八尾市、和泉市、交野市、岸和田市、豊中市、門真市、箕面市、大阪市、枚方市、貝塚市、富田林市、摂津市、池田市、泉佐野市、柏原市

都道府県名	設置自治体名
兵庫県	兵庫県、洲本市、南あわじ市、淡路市、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、姫路市、福崎町、神河町、市川町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町、篠山市、丹波市、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
奈良県	奈良県、大和郡山市、生駒市、香芝市、葛城市、御所市、天理市
和歌山県	上富田町、和歌山市、すさみ町、橋本市、御坊市、美浜町、有田川町、由良町、串本町、みなべ町、白浜町、紀美野町
鳥取県	鳥取県、智頭町、倉吉市、湯梨浜町、伯耆町、日野町、三朝町、鳥取市、境港市、米子市、琴浦町
島根県	島根県、松江市、飯南町、浜田市、大田市、西ノ島町、雲南市、安来市、美郷町、江津市、出雲市、隠岐の島町、奥出雲町、益田市、知夫村、津和野町、邑南町、川本町
岡山県	岡山市、浅口市、井原市、笠岡市、真庭市
広島県	広島市、呉市、熊野町、東広島市
山口県	山口県、下松市、周南市、柳井市、宇部市、萩市、岩国市、山口市、美祢市、下関市、防府市、長門市、光市、山陽小野田市
徳島県	徳島県、板野町、上板町、徳島市、北島町、松茂町、吉野川市、阿南市、鳴門市、阿波市、勝浦町、神山町、石井町、小松島市、佐那河内村、上勝町、三好市、東みよし町、美馬市、美波町、藍住町、牟岐町、那賀町、つるぎ町、海陽町
香川県	香川県、高松市、小豆島町、東かがわ市、宇多津町、善通寺市、土庄町、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、三豊市、三木町、直島町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛媛県	愛媛県、久万高原町、伊方町、八幡浜市、宇和島市、松山市、新居浜市、松野町、鬼北町、今治市、上島町、愛南町、西条市、伊予市、大洲市、四国中央市、内子町
高知県	高知市
福岡県	福岡県、苅田町、筑前町、川崎町、大任町、粕屋町、大牟田市、春日市、中間市、岡垣町、篠栗町、大刀洗町、香春町、久留米市、飯塚市、豊前市、宗像市、太宰府市、嘉麻市、志免町、須恵町、新宮町、添田町、糸島市、水巻町、北九州市、久山町、芦屋町、吉富町、うきは市、直方市、鞍手町、福津市、小竹町、築上町、行橋市、筑後市、みやこ町、遠賀町、上毛町、大野城市、福智町、宮若市
佐賀県	佐賀県、有田町、嬉野市、白石町、多久市、吉野ヶ里町、伊万里市、鳥栖市、神埼市、玄海町、鹿島市、太良町、武雄市、みやき町
長崎県	長崎県、東彼杵町、松浦市、雲仙市、南島原市、大村市、島原市、対馬市、平戸市、五島市、長崎市、杵岐市、波佐見町、佐世保市、佐々町、時津町、新上五島町、小値賀町、西海市
熊本県	熊本県、菊池市、天草市、玉名市、水俣市、八代市、熊本市
大分県	宇佐市、九重町、大分市
宮崎県	宮崎県、宮崎市、都城市
鹿児島県	鹿児島県、鹿屋市、瀬戸内町、湧水町、鹿児島市、奄美市、南大隅町、知名町、和泊町、南さつま市、中種子町
沖縄県	沖縄県、粟国村

(参考) 都道府県、市区町村人口規模別の設置状況

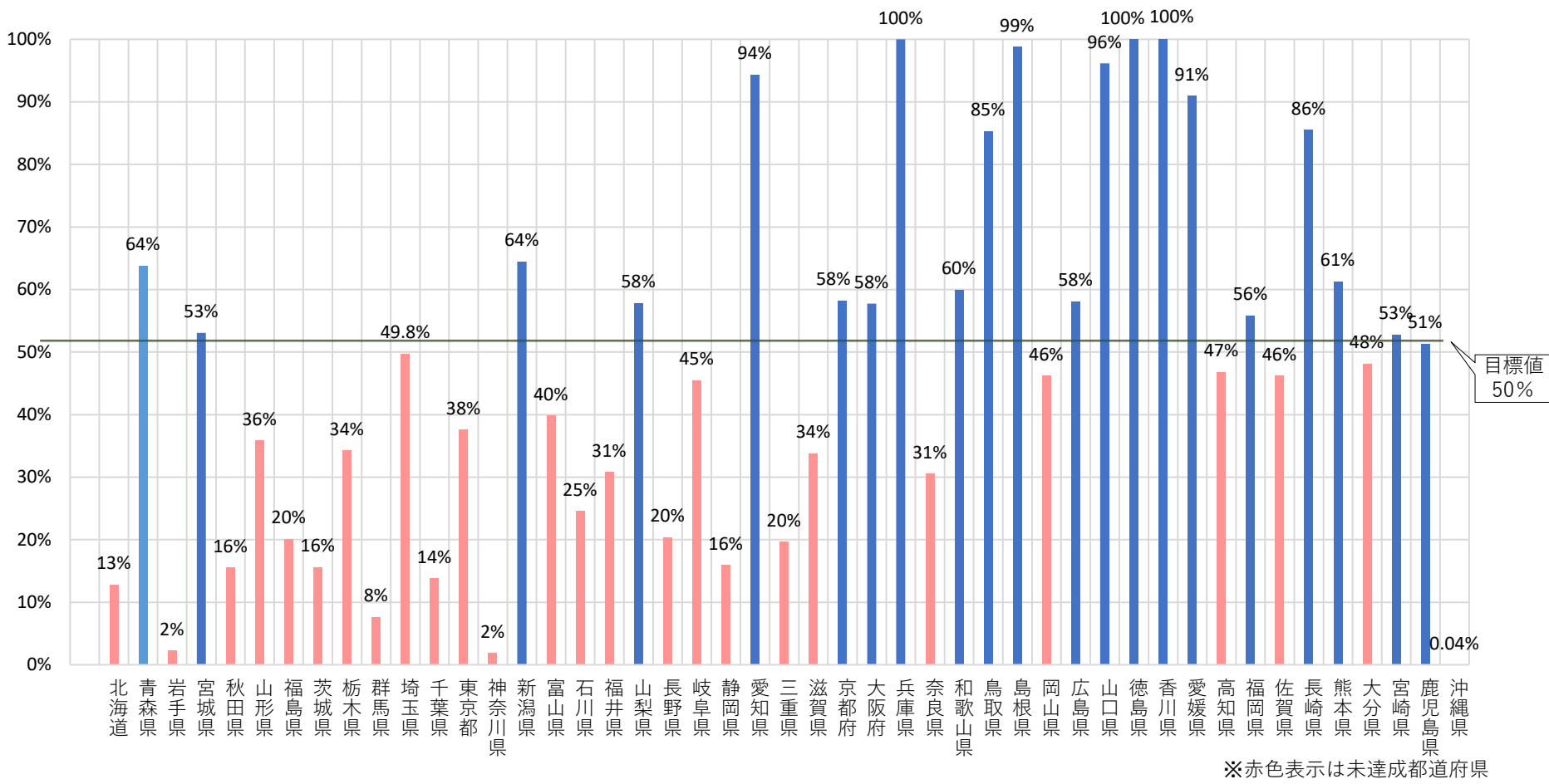
	設置自治体数	総自治体数
全て	540	1788
うち都道府県	28	47
うち5万人以上	225	517
うち5万人未満	287	1224

※地方公共団体から2025年2月末日までに消費者庁に対して設置報告のあった協議会（広域連携による設置を含む。） 6

<政策目標 4> 高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実

【消費者安全確保地域協議会の設置】

4-1 設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上



21/47府県で達成済み

(2025年2月末現在)

※赤色表示は未達都道府県



✓ 地域包括支援センター(ケアマネ)による気付き ～家に山積の商品～





✓ 社会福祉協議会職員による気付き ～押し買い被害の発覚～





✓ 宅配配達員による気付き ～定期的に届く高額宅配便～





✓ 金融機関職員による気付き ～高額引き出しから詐欺発覚～

